3　新設分割計画書
　会社更生法第167条第２項及び第182条の２に基づき、新設分割に関して定める事項は次のとおりである。
⑴　目的
①　不動産の売買、賃貸及び管理
②　株式その他有価証券の売買及び管理
③　美術品の売買、賃貸及び管理
④　前各号に付帯する一切の事業
⑵　商号
WM非事業用資産管理株式会社
⑶　本店の所在地
東京都中央区
⑷　発行可能株式総数
12億株
⑸　定款
別表11「定款（分割新会社）」記載のとおり
4　分割新会社の設立時役員
取締役　新保　克芳
5　分割新会社が更生会社から承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務
　分割新会社は、本件効力発生日の前日における、以下の各号に規定する更生会社の資産、債務及び契約上の地位を承継する。なお、債務については免責的に承継する。
⑴　承継する資産
①　現預金
　本章第２節１に定める募集株式効力発生日の午前０時時点における更生会社の手元現預金及び本章第３節に基づく募集株式の発行による出資額の合計額から、第３章第１節２、同章第２節１⑵、同節２⑵、同章第３節２⑴②、同⑵②の定めによる弁済見込額を控除した残額
②　不動産等
　別表９－１「担保権の目的物一覧表（土地）」物件番号23の土地、別表12－１「承継対象不動産（土地）」記載の土地、及び別表12－２「承継対象不動産（建物）」記載の建物、並びに前記の土地・建物上又は土地・建物内に存する更生会社所有の附属設備、構築物及び動産類一式
③　株式
　更生会社が保有する株式。ただし、日本ＢＢＳ、株式会社ニューオオタニ高岡及び、高岡ガス株式会社の株式を除く。
④　ゴルフ会員権等
　更生会社が保有するゴルフ会員権及び出資金
⑤　動産
　更生会社が保有する絵画・掛軸・骨董等の美術品及び絨毯等の家具
⑥　債権
ⅰ　小野光太郎に対する債権（損害賠償請求権を含む。）
ⅱ　小野稔に対する債権（損害賠償請求権を含む。）
ⅲ　小野慶子に対する和解に基づく請求権
ⅳ　ワシ興産に対して有する更生債権（ただし、ワシ興産の更生計画第３章第３節２⑴②に基づく弁済分を除く。）
ⅴ　Benihana Ono Restaurant Holdings B.V.に対する債権
ⅵ　西日本土地建物株式会社に対する債権
⑵　承継する債務
①　共益債権
　管財人と前田工繊との間で締結したスポンサー契約に基づき分割新会社が負担すべき共益債権等
②　未確定更生担保権
　別表６「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の未確定更生担保権
③　確定更生債権
　各更生債権者が有する確定更生債権のうち、第３章第３節２⑴②に定める総対象債権に下記更生債権承継割合を乗じた額の部分（１円未満切り上げ。以下、承継対象となる確定更生債権を「本件承継更生債権」という。）
　更生債権承継割合＝前記⑴記載の資産の本件効力発生日における時価から前記①及び②の債務額を控除した残額（残額が０円未満の場合は０円とする。）÷第３章第３節２⑴②記載の方法で計算した総対象債権額
⑶　その他
　ホイール事業に関係ない資産、債務及び契約上の地位であって、分割新会社が承継することについて本件効力発生日までに前田工繊と管財人が合意したもの
6　分割新会社が更生会社に対して交付する株式等
　分割新会社は、新設分割に際して以下の株式を更生会社に交付する。
①　株式の種類：普通株式
②　交付する株式数：１株
③　分割新会社の資本金及び資本準備金に関する事項：
資本金１円
資本準備金の額０円
　更生会社は、本件新設分割後速やかに、交付を受けた分割新会社の株式を、分割新会社の設立時取締役に１円で譲渡する。ただし、その後株主となった者に事故あるときは直ちに以下の者に順次当該株式が譲渡される旨を以下の者全員と予め合意するものとする。
　上野　　保、髙井　章光、松村　昌人
7　分割新会社の措置
⑴　募集株式の発行
　分割新会社は、本件効力発生日から２ヶ月以内に、以下のとおり募集株式を発行する。
①　募集株式の種類：第３章第３節２⑴③に定める種類株式
②　募集株式の数：本件承継更生債権の総額を１株あたりの払込金額で除した数
③　募集株式１株あたりの払込金額：１株あたり１円
④　出資の目的：以下のとおり、金銭以外の財産を出資の目的とする。
ア　財産の内容　本件承継更生債権の全部
イ　財産の価額　本件承継更生債権の合計額
⑤　募集株式と引換えにする出資の目的である財産の給付の期日：本件効力発生日から２ヶ月以内の日で、分割新会社が別途定める日
⑥　増加する資本金及び資本準備金
ア　資本金　本件承継更生債権全部の２分の１相当額
イ　資本準備金　本件承継更生債権全部の２分の１相当額
⑦　募集株式の割当先：本件承継更生債権を有する者
⑵　剰余金の配当
　分割新会社は、剰余金の配当を行わないものとする。
⑶　清算手続と残余財産の分配
　分割新会社は、本章に定める会社分割により承継した資産及び契約関係の管理及び処分を速やかに行い、適時に解散をした上で清算手続において残余財産を分配するものとする。ただし、分割新会社は取締役等（補助者を含む。）に相当の報酬を支払う。
8　清算人の選任
　分割新会社が解散したときの清算人は次のとおりとする。
　清算人　新保　克芳
　ただし、上記の者に事故あるときは、この者に代わり、以下の者が以下の順序に従い就任する。
　上野　　保、髙井　章光、松村　昌人
第２節　株主の権利の変更
1　更生会社による全株式の取得と消却
　更生会社は、本章第３節の定めに従って発行される募集株式に係る出資の履行がされた日（「募集株式効力発生日」という。）に、更生会社の発行済み株式26万0500株全部を無償取得し、同日、その全部を消却する。
2　資本金の額の減少
⑴　更生計画認可後の資本金の額の減少
　更生会社は、その資本金の額10億0173万1500円のうち９億0173万1500円を減少する。ただし、その減少の効力は、更生計画認可決定日において生じる。